


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法施行令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者（第1段階）の平成27年度から平成29年度の保険料率を軽減する旨を追加する。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>低所得者に対して、軽減後の保険料を賦課することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年4月 介護保険法施行令等の一部を改正する政令 公布</li> <li>・平成27年5月 文書課において審査済み</li> </ul>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成27年第2回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。